

研究開発を支援します！

自ら排出する産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量などに関する技術や廃棄物等の循環資源を使用したリサイクル製品の研究開発に対して補助を行います。

事業概要について

1. 事業内容（補助対象事業及び補助対象経費）

（1）次の①又は②のいずれかに該当する事業であることが必要です。

- ①産業廃棄物の排出の抑制、再生利用（リサイクル）及び減量等を目的とする技術（以下「減量化等技術」といいます。）の研究開発
- ②廃棄物等の循環資源（以下「循環資源」といいます。）を使用する製品の研究開発
 - * 循環資源とは、廃棄物等のうち有用なものを意味し、廃棄物以外で一度使用され、または、まったく使用されることがないまま収集されたり廃棄された物品や、製品の製造、加工、修理、販売、エネルギーの供給、土木建築工事、農畜産物の生産やその他の人の活動に伴って副次的に発生した物品が含まれます。

（2）補助対象経費

- ①廃棄物の排出抑制、再生利用（リサイクル）、減量技術等の研究開発又は循環資源を使った製品の開発に必要な試験研究費用で、試作開発費、機械装置費/工具器具費、人件費、その他研究開発事業費、委託費、事務費とします（詳細は別表参照）。
- ②事業者の単独研究だけでなく、以下のような複数の事業者や大学等試験研究機関との共同による研究や委託研究に要する費用も含まれます。
 - a 単独研究
 - ・ 県内事業者が単独で行う研究開発
 - b 共同研究
 - ・ 県内事業者が他の事業者と共同で行う研究開発
 - ・ 県内事業者が大学、短期大学、高等専門学校や国又は地方公共団体、独立行政法人が設置する試験研究機関と共同で行う研究開発
 - c 委託研究
 - ・ 県内事業者が大学、短期大学、高等専門学校や国又は地方公共団体、独立行政法人が設置する試験研究機関に委託して行う研究開発
 - d 共同研究及び委託研究の場合は、試験研究機関との協定等に基づき県内事業者の負担すべき試験研究費用のみが補助対象となります。
- ③次のような事業は補助対象となりません。
 - ・ 既存の技術や製品の模倣にすぎないもの。
 - ・ 機械装置や工具器具等の購入のための申請と認められるもの
 - ・ 外部技術の導入のみの場合



別表 補助対象経費

試作開発費	試作機・試作品に組み込まれる部品等の購入費 （例）部品、原材料、ユニットなど
機械装置費/工具機器費	試作機・試作品の製作以外の機械装置及び工具機器に係る経費 （例）分析機器、工具類、機械装置など（原則リース対応）
人件費	研究開発に係る人件費
その他研究開発費	上記以外に係る研究開発費
委託費	研究開発事業の一部を委託する経費 （例）委託、コンサルタントなど
事務費	事務に係る経費 （例）旅費、書籍など

※消費税は補助対象外とする。

2. 補助対象者

- (1) 県内に事業所を置く事業者であること（以下「県内事業者」といいます。）。
- (2) 直接又は間接の構成員の2/3以上が県内事業者で構成される法人格のある団体
- * 法人格のある団体には、中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合などが該当します。

3. 補助率及び補助限度額

補助率 2/3以内
 補助限度額 700万円（県の予算の範囲内で交付）

4. 応募手続

(1) 補助事業制度の説明

随時、事前に連絡の上、必ず下記受付期日までにお越しください。

（1時間程度、事業内容についてもお伺いします。）

受付場所：下記に同じ

(2) 補助事業計画書等の提出

① 提出書類

(i) 事業実施計画書

(ii) 添付書類：事業計画書、事業者概要書、最近2年間の財務諸表、定款（法人の場合）、法人登記簿の謄本（法人の場合）、住民票抄本（個人事業者の場合）、納税証明書（法人にあっては法人県民税及び法人事業税、個人にあっては住民税及び個人事業税）

② 受付期間及び受付場所

受付期間：令和5年9月29日(金)まで

（後日、審査会でプレゼンテーションを行なっていただきます。）

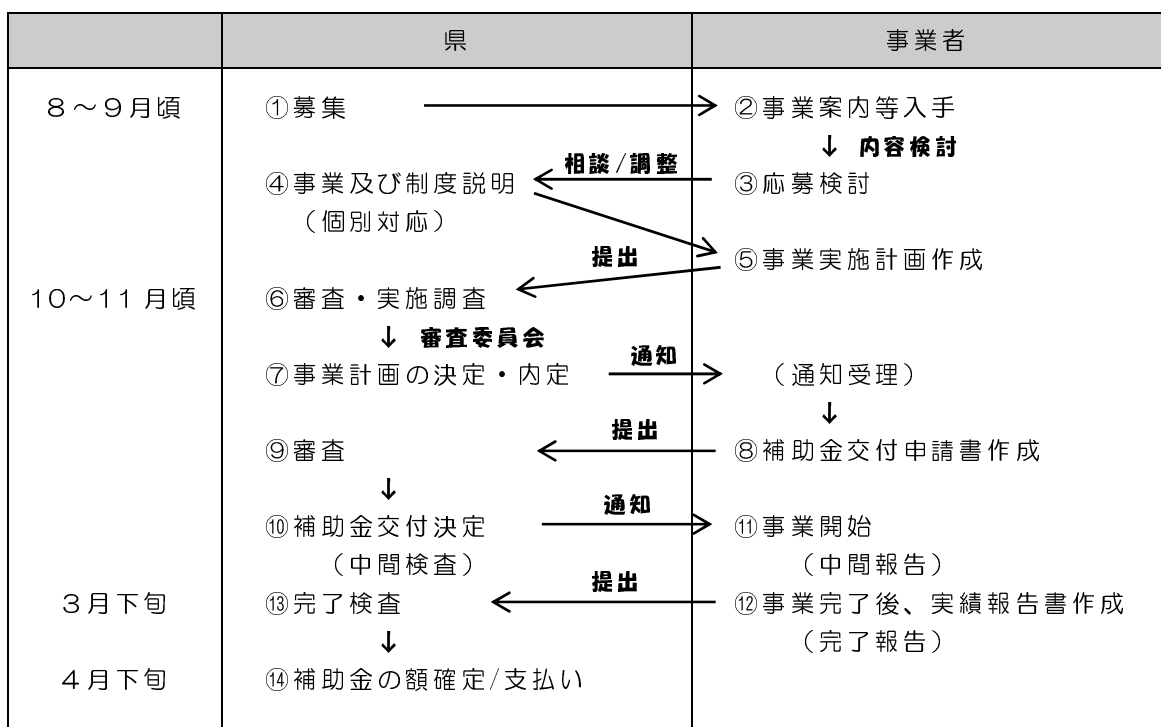
受付場所：奈良県水循環・森林・景観環境部 廃棄物対策課一般廃棄物係（県庁本庁舎2階）

TEL：0742-27-8746（直通） FAX：0742-22-7482

<http://www.pref.nara.jp/12646.htm>

* 提出書類は直接持参してください。提出書類の郵送・宅配便等による受付はいたしません。

5. 補助金事務の流れ（事業スケジュール）



6. 補助採択可能な事業計画の決定手続

(1) 事前審査（8～9月頃）

担当課において、提出のあった事業実施計画書の内容について、電話、文書照会、訪問等により説明を求めるなどして事業実施の確実性、妥当性（補助対象事業・補助対象経費として妥当かどうか等）について審査いたします。なお、事前審査に必要な資料を追加で提出していただく場合があります。

(2) 審査委員会における評価（10～11月頃）

関係分野の専門家・有識者で構成する「奈良県産業廃棄物排出抑制等補助金審査委員会」において、事業実施計画の新規性、抑制効果、実施体制、普及可能性などについて（申請者のプレゼンテーションにより）審査、評価を行います。

(3) 事業計画の決定（10～11月頃）

審査委員会において、採択基準を満たす評価を受けた事業実施計画が補助金の交付対象となり、予算の範囲内で補助金交付予定金額を内定いたしますので、内定通知に基づき補助金交付申請書を提出していただくことになります。

7. 補助事業者課される義務

補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業内容の変更、廃止等を行わなければならない事情が発生した場合には、速やかに報告するとともに、知事の承認を受けなければなりません。
- (2) 補助事業に係る経理関係の証拠書類及び研究・作業日誌等を整理し、補助事業終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 次の報告書を提出しなければなりません。
 - a 補助事業の遂行状況報告書（中間報告）
 - b 補助事業の実績報告書（完了報告）
 - c 補助事業終了後の経過報告（補助事業終了後5年間）
 - d 補助事業に基づく特許等を出願した場合の届出（補助事業終了後5年間）
- (4) 補助事業者は、研究開発の成果の実用化、製品化と産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、減量に努めなければなりません。
- (5) 補助事業による研究開発の実用化又は工業所有権の譲渡等により利益を生じた場合には、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければなりません。
- (6) 補助事業により取得した機械等の財産は、補助事業終了後も適切に保管しなければなりません。また、別に定める期間以前に当該財産を処分する必要があるときには、事前に知事の承認を受けなければなりません。

8. その他注意事項

- (1) 審査委員会では、申請者から事業実施計画の内容についてプレゼンテーションしていただきます。
- (2) 補助事業の円滑な遂行とともに、適正な事務処理（研究開発日誌等の作成、見積書・納品書・請求書・領収書等支出証拠書類の整理、帳簿等の整理、総勘定元帳への記帳など）に努めてください。
- (3) 補助事業者については、企業名、所在地、事業テーマ等を公表する場合がありますので、あらかじめご了承願います。
- (4) 企業活動において関係法令等を遵守されていないと疑われる場合には、補助事業が活用できないことがありますので、あらかじめご了承願います。
- (5) 補助対象経費の額は、他の補助制度による補助金額を除いた額とします。
- (6) 補助金の支払いは補助事業終了後、実績報告・検査等の手続完了後に支払うこととなります（精算払いとなりますので、事業遂行にあたっては、いったん事業者において補助金相当額を立て替えていただくことになります。）